

■景観計画の変更について

宗像市景観計画第4章「2. 景観重要公共施設の整備に関する事項」における以下の点について、内容の変更を行うもの。

※現在「指定候補」としている景観重要公共施設について、施設ごとの整備に関する事項等を定め、管理者の同意を得て、景観重要公共施設に指定する。

1 景観重要公共施設とは

- 良好な景観を形成する上で、公共施設は重要な要素のひとつとなることから、当該施設の管理者と協議し、同意の下、景観計画にその整備に関する事項及び占用等の許可の基準を定めることができる制度。
- 景観重要公共施設の対象は、以下のとおり。このうち、必要に応じて指定することができる。
 - ①道路法による道路
 - ②河川法による河川
 - ③都市公園法による都市公園
 - ④海岸保全区域等（海岸法第2条第3項に規定する海岸保全区域等）に係る海岸
 - ⑤港湾法による港湾
 - ⑥漁港漁場整備法による漁港
 - ⑦自然公園法による公園事業に係る施設
 - ⑧その他政令で定める公共施設

【整備に関する事項の対象となる例（道路の場合）】

整備に関する事項は、景観上配慮すべき事項について定めるもので、以下のような要素を対象とする。

- ・舗装
- ・照明柱、標識、信号柱、ガードレール、車止め
- ・案内サイン、ベンチ等のストリートファニチュア
- ・その他これらに類するもの

【占用等の許可の基準の対象となる専用物件の例（道路の場合）】

許可の基準は、当該景観重要公共施設の景観上の特性を維持、増進するために定めるもので、以下のような工作物を対象とする。

- ・バス停留所の上屋
- ・電話ボックス
- ・電線共同溝地上機器
- ・その他これらに類するもの

2 「景観重要公共施設の整備に関する事項」の変更について【案案】

(1) 景観重要公共施設の指定の方針

景観重要公共施設は、次の要件に当てはまる景観形成上重要な施設とします。

- ① 景観重点区域に**おいて特に重要な**景観要素となる公共施設
- ② 景観重点区域内外の主要なアクセス軸またはその周辺の景観要素となる公共施設

(2) 景観重要公共施設の指定**候補**

種類	施設名
景観重要道路	○国道 495 号 ○県道 401 号、69 号、300 号 ○市道東郷・宮田線、神湊線 (七又峠から宮田橋、東郷橋を経由し神湊港渡船ターミナルまでの区間) ○市道田熊 68 号線、市道東郷駅前線、県道 513 号、529 号 (東郷駅北口駅前広場から亀石橋までの区間) ○県道 541 号 ○市道大小路線、谷線、谷中津和瀬線、岩瀬原線 (大島港渡船ターミナル・中津宮・沖津宮遙拝所を結ぶ区間)
景観重要河川	○釣川(東郷橋から河口までの区間) ○沖津谷川
景観重要海岸	○江口地区海岸 ○鐘崎地区海岸 ○井牟田地区海岸 ○岩瀬地区海岸 ○津和瀬地区海岸
景観重要港湾	○大島港
景観重要漁港	○沖ノ島漁港 ○大島漁港 ○地島漁港(泊地区・豊岡地区) ○神湊漁港 ○鐘崎漁港

■景観重要公共施設指定候補位置図



(3) 整備に関する事項等

景観重要公共施設ごとの整備に関する事項及び占用許可基準を以下のように定めます。

①景観重要道路

a) 景観重要道路の整備に関する事項

※整備の際、景観上配慮すべき事項を設定

b) 景観重要道路における占用許可基準

※歴史・文化遺産の保全や周辺環境との調和などの視点から、道路内における行為に対する許可基準を設定

②景観重要河川

a) 景観重要河川の整備に関する事項

※整備の際、景観上配慮すべき事項を設定

b) 景観重要河川における占用許可基準

※歴史・文化遺産の保全や周辺環境との調和などの視点から、河川区域内における行為に対する許可基準を設定

③景観重要海岸

a) 景観重要海岸の整備に関する事項

※整備の際、景観上配慮すべき事項を設定

b) 景観重要海岸における占用許可基準

※歴史・文化遺産の保全や周辺環境との調和などの視点から、海岸保全区域内における行為に対する許可基準を設定

④景観重要港湾

a) 景観重要港湾の整備に関する事項

※整備の際、景観上配慮すべき事項を設定

b) 景観重要港湾における占用許可基準

※歴史・文化遺産の保全や周辺環境との調和などの視点から、港湾区域内における行為に対する許可基準を設定

⑤景観重要漁港

a) 景観重要漁港の整備に関する事項

※整備の際、景観上配慮すべき事項を設定

b) 景観重要漁港における占用許可基準

※歴史・文化遺産の保全や周辺環境との調和などの視点から、漁港の区域内の水域又は公共空地における行為に対する許可基準を設定

参考：福津市の「景観重要公共施設の整備に関する事項等」について

第1項 景観重要道路

(1) 景観重要道路の整備に関する事項

福津市景観計画区域内における次頁の表の道路について、景観重要公共施設（道路）と位置づけ良好な景観形成のため、整備に関して下記の事項に取り組むものとする。

- ①眺望景観に配慮し、美しい自然との調和を図る。
- ②文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③周辺の公共施設（河川、海岸、漁港等）との調和を図る。

なお、国道3号の道路附属物等については、管理者が制定した色彩・デザイン指針等に基づき、良好な景観形成を推進するものとする。

(2) 景観重要道路における占用許可基準（道路法第32条第1項または第3項の許可の基準）

景観重要道路内において工作物の占用許可申請を行う者は、下記の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとする。

1) 工作物等の配置

- ・眺望景観に対する視点場の確保に配慮する。
- ・標識やサイン等の認知を妨げない配置とする。

2) 工作物等の形態意匠

- ・周辺の自然環境や歴史的環境、公共施設との調和に配慮し、整然とした形態意匠とする。

3) 工作物等の色彩

- ・景観重点区域等の歴史的な雰囲気のある区域を通る区間については、落ち着いた色彩を基調とし、周辺景観との調和に努める。

第2項 景観重要河川

(1) 景観重要河川の整備に関する事項

良好な景観形成のため、下表に示す河川は、景観重要公共施設（河川）として位置づけ、整備に関しては次の事項に取り組むものとする。

- ①美しい自然との調和を図る。
- ②文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③周辺の公共施設（道路、海岸、漁港等）との調和を図る。

(2) 景観重要河川における工作物の新築等に伴う占用許可基準

（河川法第24条、第26条第1項の許可の基準）

景観重要河川内において工作物の新築等に伴う占用許可申請を行う者は、下記の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとする。

工作物の形態意匠、色彩

- ・河川の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

第3項 景観重要漁港

(1) 景観重要漁港の整備に関する事項

良好な景観形成のため、下表に示す漁港は、景観重要公共施設（漁港）として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ①美しい自然との調和を図る。
- ②文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③周辺の公共施設（道路、河川、海岸等）との調和を図る。

(2) 景観重要漁港における工作物の建設等に伴う占用許可基準

（漁港漁場整備法第39条第1項の許可の基準）

景観重要漁港内において工作物の建設等に伴う占用許可申請を行う者は、下記の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとする。

工作物の形態意匠、色彩

- ・漁港の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、工作物は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。

第4項 景観重要海岸

(1) 景観重要海岸の整備に関する事項

良好な景観形成のため、下表に示す海岸は、景観重要公共施設（海岸）として位置づけ、整備に関しては下記の事項に取り組むものとする。

- ①美しい自然との調和を図る。
- ②文化遺産、都市遺産との調和を図る。
- ③周辺の公共施設（道路、河川、漁港等）との調和を図る。

(2) 景観重要海岸における海岸保全施設以外の施設または工作物の設置に伴う占用許可基準

（海岸法第7条第1項の許可の基準）

景観重要海岸内において、海岸保全施設以外の施設または工作物の設置に伴う占用許可申請を行う者は、下記の事項に配慮した上で管理者に申請し、許可を受けるものとする。

工作物の形態意匠、色彩

- ・海岸の自然環境や周囲の歴史的環境、公共施設との調和のため、海岸保全施設以外の施設または工作物は整然としたものとするとともに、落ち着いた色彩とする。